

福岡県公報

平成十八年二月十三日
第二千四百八十二号
増刊 ①

目次

規則 (第三号)

○福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則

(国保・援護課) …………… 1

規則

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成十八年一月十三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第三号

福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年福岡県条例第五十三号。以下「条例」という。)の規定に基づき、福岡県国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定率交付金)

第二条 条例第三条第一項に規定する規則に定める割合は、千分の五十八に知事が別に定める率を乗じて得た割合とする。

2 条例第三条第一項第一号に規定する次の表の上欄に掲げる額は、それぞれ同表の下欄に定めるところにより算定するものとする。

3 条例第三条第一項第一号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額	交付金の交付を決定する年度(以下「交付年度」という。)の前年度の十二月十一日から交付年度の十二月十日までの間に請求し、交付年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの合計額
入院時食事療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の十二月十一日から交付年度の十二月十日までの間に請求し、交付年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの合計額(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の五の規定による場合は、交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額)
特定療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の十二月十一日から交付年度の十二月十日までの間に請求し、交付年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの合計額(国民健康保険法施行規則第二十六条の七第二項において準用する同規則第二十六条の五の規定による場合は、交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額)
療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額
訪問看護療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の十二月十一日から交付年度の十二月十日までの間に請求し、交付年度の十二月三十一日現在において審査決定しているものの合計額
特別療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額
移送費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額
高額療養費の支給に要する費用の額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に支給しているものの合計額
老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額	交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に納付を要するものの合計額

一 国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）第四十三條第一項の規定により一部負担金の割合を減じている市町村及び県又は市町村が被保険者の全部又は一部について、その一部負担金に相当する額の全部又は一部を負担することとしている市町村にあつては、療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、特定療養費及び高額療養費の支給に要する費用の額の合算額から国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号。以下「算定省令」という。）第四條第二項から同條第六項までの規定の例により算定した額を控除して得た額

二 交付年度の前々年度の法第七十條第三項に規定する基準超過費用額

三 交付年度の法第七十二條の二の二第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号）第二十九條の七第一項に規定する基礎賦課額（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第七百三條の四第二項に規定する基礎課税額を含む。）に係る額に限る。）の二分の一に相当する額

4 條例第三條第一項第二号に規定する介護納付金の納付に要する費用の額は、交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間において納付を要するものを合計することにより算定するものとする。

5 條例第三條第一項第一号に規定する規則で定める額は、交付年度の法第七十二條の二の二第一項の規定による繰入金（国民健康保険法施行令第二十九條の七第一項に規定する介護納付金賦課額（地方税法第七百三條の四第二項に規定する介護納付金課税額を含む。）に係る額に限る。）の二分の一に相当する額とする。

（財政健全化交付金）

第三條 條例第四條第一項の規定に基づき交付する財政健全化交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 次に掲げる額の合算額に知事が別に定める率を乗じて得た額

イ 市町村が行う医療費適正化対策を促進する事業に要する経費に応じ、知事が必要と認める額

ロ 市町村が行う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税（以下単に「国民健康保険税」という。）を含む。）の収納対策を促進する事業に要する経費に応

じ、知事が必要と認める額

ハ 次の式により算定した額

$$\frac{\text{前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額} \times \text{交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険者数} + \text{前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額} \times \text{交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数}}{\text{前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額} + \text{前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額}} \times 0.03$$

備考

1 前年度一般被保険者一人当たり平均医療分保険料収納額とは、保険料を賦課している市町村にあつては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者に係る保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を前年度平均一般被保険者数（交付年度の前年度における各月末における一般被保険者数の合計数を十二で除して得た数をいう。以下同じ。）で除して得た額を、国民健康保険税を課している市町村にあつては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を前年度平均一般被保険者数で除して得た額をいう。

2 交付年度医療分保険料軽減対象一般被保険者数とは、保険料を賦課している市町村にあつては、交付年度の国民健康保険法施行令第二十九條の七第五項第三号イ及びロに掲げる世帯（交付年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同号に規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。以下同じ。）に属する一般被保険者の数を、国民健康保険税を課している市町村にあつては、交付年度の地方税法施行令（昭和三十五年政令第二百四十五号）第五十六條の八十九第二項第二号イ及びロに掲げる世帯（交付年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主及び被保険者につき算定した地方税法第七百三條の五第一項に規定する合算額が同項に規定する加算した金額を超えないことが明らかになったものに限る。以下同じ。）に属する一般被保険者の数をいう。

3 前年度一般被保険者一人当たり平均介護分保険料収納額とは、保険料を賦課

している市町村にあっては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして賦課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を前年度平均介護納付金賦課一般被保険者数（交付年度の前年度における各月末における介護納付金を賦課された一般被保険者数の合計数を十二で除して得た数をいう。）で除して得た額を、国民健康保険税を課している市町村にあっては、当該市町村において交付年度の前年度に納付すべきものとして課された一般被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における前年度平均介護納付金課税一般被保険者数（交付年度における各月末における介護納付金を課税された一般被保険者数の合計数を十二で除して得た数をいう。）で除して得た額をいう。

4 交付年度介護分保険料軽減対象一般被保険者数とは、保険料を賦課している市町村にあっては、交付年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号イ及びロに掲げる世帯に属する介護納付金を賦課された一般被保険者の数を、国民健康保険税を課している市町村にあっては、交付年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イ及びロに掲げる世帯に属する介護納付金を課税された一般被保険者の数をいう。

ニ 交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間に災害等により減免の措置を採った一般被保険者に係る保険料（国民健康保険税を含む。）の減免額のうち知事が必要と認める額の二分の一に相当する額（算定省令第六条第一号の規定に基づき算定される特別調整交付金がある場合を除く。）

ホ 交付年度の前年度の一月一日から交付年度の十二月三十一日までの間における災害等による療養の給付に係る一部負担金の減免額（退職被保険者等に係る額を除く。）並びに当該減免により加算された特定療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の額（退職被保険者等に係る額を除く。）の合算額のうち知事が必要と認める額の二分の一に相当する額（算定省令第六条第二号の規定に基づき算定される特別調整交付金がある場合を除く。）

へ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (1) 交付年度の前々年度の実績給付費（法第七十条第三項第一号に規定する額をいう。以下同じ。）が同年度の基準給付費（法第七十条第三項第二号に規定する額をいう。以下同じ。）以下である場合 条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の四十に相当する額
- (2) 交付年度の前々年度の実績給付費が同年度の基準給付費を超え、かつ、当該基準給付費の一・〇五倍以下である場合 条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の十五に相当する額
- (3) 交付年度の前々年度の実績給付費が同年度の基準給付費の一・〇五倍を超え、かつ、当該基準給付費の一・一倍以下である場合 条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の十に相当する額
- (4) 交付年度の前々年度の実績給付費が同年度の基準給付費の一・一倍を超え、かつ、一・一五倍以下である場合 条例第三条第一項第一号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額の合算額の一万分の五に相当する額

ト 次の式により算定した額（式の括弧内の値が〇・〇三五を超えるときは括弧内の値を〇・〇三五とし、負数となるときは零として算定した額）

交付年度の前年度分の県平均一般被保険者一人当たり医療費×交付年度の前年度分の当該市町村の平均一般被保険者数×

$$\frac{\text{交付年度の前年度分の県平均一般被保険者一人当たり医療費}}{\text{交付年度の前々年度分の県平均一般被保険者一人当たり医療費}} - \frac{\text{交付年度の前年度分の当該市町村の一般被保険者一人当たり医療費}}{\text{交付年度の前々年度分の当該市町村の一般被保険者一人当たり医療費}}$$

×0.2

備考

1 一般被保険者一人当たり医療費とは、療養諸費費用額（一般被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く。）に係る法の規定による療養の給付に要する費用の額並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給についての療養につき算定した費用の額の合算額をいう。）と医療諸費費用額（一般被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者に

限る。)に係る同法の規定による医療の給付に要する費用の額並びに入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費及び移送費の支給についての医療につき算定した費用の額並びに介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)による改正前の老人保健法の規定による老人保健施設療養費の支給についての医療につき算定した費用の額の合算額をいう。)との合算額を年度平均一般被保険者数(交付年度の前年度の三月から交付年度の二月までの各月末における一般被保険者の合計数を十二で除して得た額をいう。以下同じ。)で除して得た額をいう。

2 年平均一般被保険者一人当たり医療費とは、療養諸費用額と医療諸費用額との県内全市町村の合算額を年平均一般被保険者数の県内全市町村の合算数で除して得た額をいう。

チ 次の式により算定した額(式の値が負数となるときは零とする。)

前年度の一般被保険者数(国民健康保険料を納付した者の数)の合計額(交付年度の前々年度以前に調査された、交付年度の前年度に調査された額を除く。)

$$\frac{\text{交付年度の前年度分の一般被保険者数} - \text{交付年度の前年度分の一般被保険者数}}{\text{交付年度の調査合計} - \text{前年度の調査合計}}$$

備考 一般被保険者保険料収納割合とは、一般被保険者に係る保険料(国民健康保険税を含む。)に係る収納額(交付年度の前年度以前に調定され、交付年度に繰り越された調定額に係るものを含む。)を調定額(交付年度の前年度以前に調定され、交付年度に繰り越された調定額を含む。)で除して得た数をいう。

リ 交付年度の前年度分の一般被保険者保険料収納割合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合を加算した収納割合(加算後の収納割合が一を超えるときは一とする。)を考慮して、知事が必要と認める額

- (1) 年平均一般被保険者数(交付年度の前年度の一月から交付年度の十二月までの各月末における一般被保険者の合計数を十二で除した得た数をいう。以下同じ。)が一万人以上五万人未満である場合 百分の一
- (2) 年平均一般被保険者数が五万人以上十万人未満である場合 百分の二
- (3) 年平均一般被保険者数が十万人以上である場合 百分の三

一 次の式により算定した額(前号に掲げる額の県内全市町村の総額が条例第四条第二項に規定する財政健全化交付金の総額を下回る場合に限る。)

$$\left[\frac{\text{財政健全化交付金の総額} - \text{前号に掲げる額の県内全市町村の総額}}{\text{交付年度の前年度分の県内全市町村の平均一般被保険者数}} \right] \times \left[\frac{\text{交付年度の前年度分の当該市町村の平均一般被保険者数}}{\text{交付年度の前年度分の県内全市町村の平均一般被保険者数}} + \frac{\text{交付年度の前年度分の当該市町村の世帯数}}{\text{交付年度の前年度分の県内全市町村の平均一般被保険者世帯数}} \right] \times 0.5$$

備考 平均一般被保険者世帯数とは、交付年度の前年度の三月から交付年度の二月までの各月末における被保険者の属する世帯の数の合計数を十二で除して得た数から交付年度の前年度の三月から交付年度の二月までの各月末における被保険者が退職被保険者等のみである世帯の数の合計数を十二で除して得た数を控除して得た数をいう。

(福岡県国民健康保険調整交付金の算定の特例)

第四条 市町村が法第七十一条の規定により国庫負担金の額を減額されたときは、知事は当該市町村に対して交付すべき福岡県国民健康保険調整交付金を交付せず、又は減額することができる。

(事業の区域に変更を生じた場合の取扱い)

第五条 交付年度の四月二日以後において、一の保険者の事業の区域の全部又は一部が他の保険者の事業の区域となった場合における当該他の保険者に対して交付する当該年度の福岡県国民健康保険調整交付金の額については、当該区域とその他の区域とを区分し、その区域ごとに別個の保険者とみなして算定するものとする。

(端数計算)

第六条 定率交付金の額並びに第三条各号及び同条第一号イからリまでの額を算定する場合において、五百円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、五百円以上千円

未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成十七年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第二条第一項中「千分の五十八」とあるのは「千分の三十八」と、同条第三項第三号及び同条第五項中「法第七十二条の二の二第一項」とあるのは「法第七十二条の二の二第一項及び法附則第十二項」と、第三条第二号中「条例第四条第二項」とあるのは「条例附則第三項」と読み替えて適用し、第三条第一号イ、ロ、へ、ト、チ及びりの規定は、適用しない。
- 3 平成十八年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第三条第二号中「条例第四条第二項」とあるのは「条例附則第五項」と読み替えて適用し、第三条第一号への規定は、適用しない。
- 4 平成十九年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第二号」とあるのは「法第七十条第三項第二号（同号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）附則第二十六条において準用する同法附則第二十五条の規定を適用する。）」と、第三条第二号中「条例第四条第二項」とあるのは「条例附則第七項」と読み替えて適用する。
- 5 平成二十年度における福岡県国民健康保険調整交付金については、第三条第一号へ中「法第七十条第三項第二号」とあるのは「法第七十条第三項第二号（同号ロに規定する額については、同号ロの規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十六条において準用する同法附則第二十五条の規定を適用する。）」と読み替えて適用する。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)